

平成 30 年 9 月 1 日

告 示

契約ウェイト変更に関するガイドライン

近時、試合日直前における契約ウェイトの変更要請が散見されます。コンディション調整や減量の失敗により体重が落ちないことが原因の変更要請が多くを占めると推測されます。出場選手は契約ウェイトが決定した時点から試合に向け体調管理、体重調整を始めており、直前における安易な変更は厳に慎まなければなりません。

しかしながら最後まで当初の契約ウェイトに固執することも選手の安全や健康管理、事故防止の観点から問題がないとは言えません。

つきましては、契約ウェイト変更に関するガイドラインを以下に策定いたしましたので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

■契約ウェイトの変更申請期限 試合日から 3 日以前（それ以降の申請は原則試合中止）

（理由）試合直前における変更は、規定の契約ウェイトに向け順調に調整してきた相手方選手にとり相応の不利益となるため。また、契約ウェイト変更理由の多くは体調不良や無理な減量であり、試合直前においてそのような状態である選手を出場させることはボクシング競技における安全管理上好ましくない。

■契約ウェイト変更承認の条件 変更幅が当初の契約ウェイトから 1 k g 以内

（理由）やむを得ず契約ウェイトを変更する場合でも、大幅な変更は規定の契約ウェイトに向け順調に調整してきた相手方選手にとり相応の不利益となるため。また 1 k g 以上の変更を余儀なくされる事態であれば、そもそも健全な状態での試合出場は不可能と推測せざるを得ない。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション